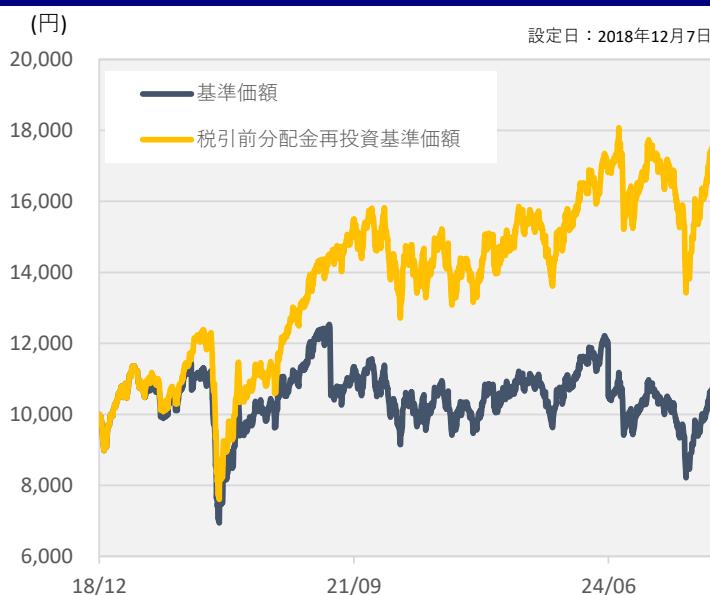


## フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド(年2回決算型) マンスリー・レポート 追加型投信／内外／株式

### 【ファンドの特色】

- ・ 主に日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている小型株式に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
- ・ 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。
- ・ 毎決算時(毎年6月6日および12月6日、休業日の場合は翌営業日)に分配方針に基づき収益を分配します。

### 【基準価額の推移】



### 【基準価額及び純資産総額】

基準価額	10,717円	純資産総額	約20億円
------	---------	-------	-------

### 【騰落率(税引前分配金再投資)】

1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
5.19%	20.24%	2.94%	2.29%	18.23%	75.21%

\*市場に広く認知されているベンチマークで、当該ファンドのリスク特性を正確に反映できる指標が存在しないため、現状では、当該ファンドの収益率及びリスク特性を特定のベンチマークと比較しておりません。

\*ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した場合の数値です。

\*騰落率は実際の投資家の利回りとは異なります。

上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。  
基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。信託報酬率は後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

税引前分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

### 【分配実績】

決算月	2022年12月	2023年6月	2023年12月	2024年6月	2024年12月	2025年6月	設定来累計
分配金	0円	180円	50円	1,450円	120円	0円	5,480円

1万口当たりの分配金額(税引前)です。

運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 【基準価額の要因分析】

	当月	過去5ヶ月					設定来
		2025年6月末	2025年5月末	2025年4月末	2025年3月末	2025年2月末	
基準価額変動額	529 円	588 円	687 円	-478 円	-391 円	-629 円	2018年12月07日～ 6,197 円
株式価格要因	353 円	458 円	595 円	-231 円	-508 円	-383 円	3,820 円
株式配当要因	8 円	20 円	15 円	7 円	27 円	9 円	1,124 円
為替要因等	185 円	126 円	91 円	-240 円	106 円	-240 円	2,584 円
信託報酬	-17 円	-16 円	-15 円	-14 円	-16 円	-15 円	-1,331 円
分配金	-	0 円	-	-	-	-	-5,480 円
基準価額	10,717 円	10,188 円	9,600 円	8,913 円	9,391 円	9,782 円	

出所:T-STARのデータを基に委託会社が作成

上図はT-STARのデータを基に算出した基準価額変動の主要項目別の概算値です。また、分配金の算出根拠とは異なる場合があります。

四捨五入の影響により、基準価額変動額と内訳の合計が一致しないことがあります。

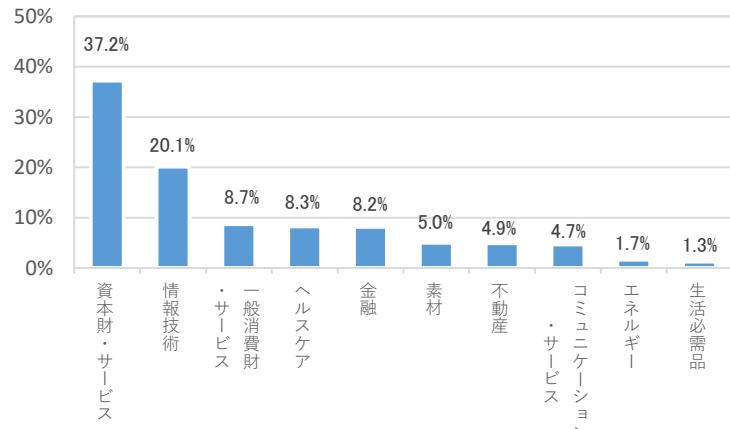
## フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド(年2回決算型) マンスリー・レポート 追加型投信／内外／株式

### ＜フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株マザーファンドの運用状況＞

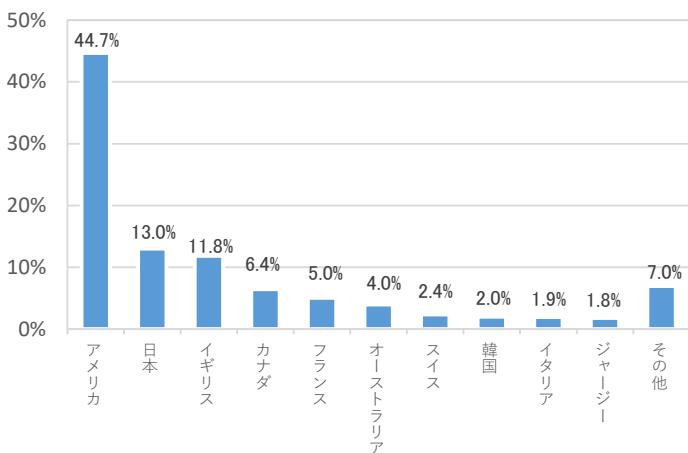
#### 【ポートフォリオの概況】

銘柄数	78
現物組入比率	96.5%
現金等比率	3.5%

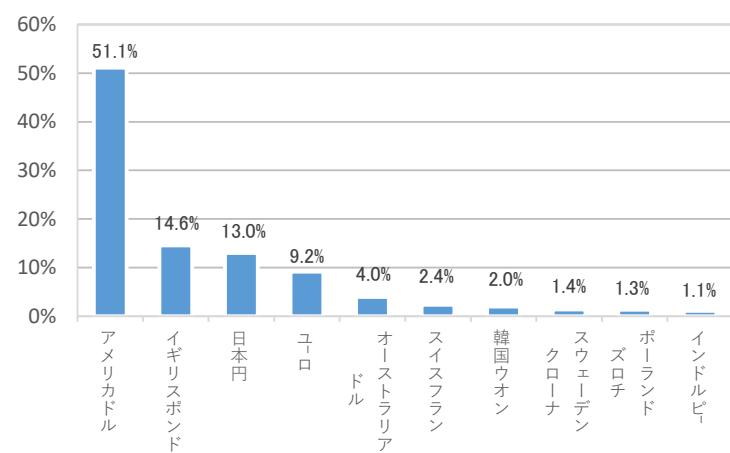
#### 【業種別構成比率】



#### 【国別構成比率】



#### 【通貨別構成比率】



業種別・国別・通貨別構成比率は投資有価証券を対象として算出・作成しており、キャッシュ部分は含まれておりません。

小数点以下第2位四捨五入のため、合計が100.0にならない場合があります。

#### 【市場概況・運用概況】

##### 【市場概況】

グローバル小型株の代表的な動きを示すMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス・スマールキャップ指数(MSCI ACWI Small Cap Index)は、前月末に比べて上昇しました。

米国株式については、上昇しました。米国新たな関税率の発表を受け、通商政策に対する不確実性が高まったことが株価の重荷となりましたが、その後、米国が日本や欧州と関税交渉で合意すると、世界的にリスク選好の動きが広がり、株式市場は上昇しました。

欧州株式については、総じて上昇しました。米国新たな関税率の発表を受け、通商政策に対する不確実性が高まったことが株価の重荷となる一方、米国とEUの関税交渉の合意を受け、市場のリスク選好度が強まったことが、株式市場の上昇要因となりました。

為替市場では、主要通貨が対円で概ね上昇しました。

##### 【運用概況】

当ファンドは主に日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場している小型株式への投資を中心に運用を行います。個別企業に対する定量的および定性的なファンダメンタルズ分析に基づき、競争力、収益性、財務の安定性に優れていると評価された銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築しました。

当月は、株式要因と為替要因がともにプラスとなりました。

個別銘柄については、ハンセン・テクノロジーズ(情報技術)、リテルヒューズ(情報技術)、ファーストサービス(不動産)、コリアーズ・インターナショナル・グループ(不動産)などがプラスに寄与しました。

**フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド(年2回決算型) マンスリー・レポート**  
**追加型投信／内外／株式**

**<フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株マザーファンドの運用状況>**

**【組入上位10銘柄】**

	銘柄名	国・地域名	業種	組入比率	会社概要
1	リテルヒューズ	アメリカ	情報技術	2.5%	米国の大手ヒューズメーカー。主に電子機器向けや自動車などの輸送機器向けに回路保護製品を製造・販売する。
2	JBTマレル	アメリカ	資本財・サービス	2.3%	米国の食品加工設備機器メーカー。肉、魚介類、飲料などの加工および包装システムを提供する。
3	コリアーズ・インターナショナル・グループ	カナダ	不動産	2.3%	カナダの不動産サービス会社。北米を中心に投資管理事業、アウトソーシング＆アドバイザリー事業、リース事業、資本市場事業を手掛ける。
4	ヘモネティクス	アメリカ	ヘルスケア	2.2%	米国の医療機器メーカー。血液凝固分析装置などの血液管理機器の製造・販売を行う。主に米国で事業を展開。
5	ファーストサービス	カナダ	不動産	2.2%	北米を中心に事業を展開するカナダの不動産管理サービス会社。住宅と商業施設の管理・運営サービスや各種補完サービスを手掛ける。
6	ハンセン・テクノロジーズ	オーストラリア	情報技術	2.2%	エネルギー・通信業界向けに、課金・データ管理に関するソフトウェアとサービスを提供。
7	クエーカー・ケミカル	アメリカ	素材	2.1%	特殊化学品の開発、製造、販売を行う。鉄鋼、自動車、製缶メーカー等に製品・サービスを提供。
8	MARUWA	日本	情報技術	2.1%	日本の電子部品メーカー。半導体・車載・情報通信機器向けなどのセラミック製品の開発・製造・販売を行う。
9	MKS	アメリカ	情報技術	2.0%	米国の産業機器メーカー。半導体向けなどに計測器、サブシステム、プロセス制御ソリューションを提供。
10	アーコサ	アメリカ	資本財・サービス	2.0%	米国のインフラ関連企業。建設製品事業、風力発電施設を含むエンジニアリング構造事業、輸送製品事業を手掛ける。

組入比率は投資有価証券を対象として算出・作成しており、キャッシュ部分は含まれておりません。

組入上位10位銘柄は銘柄の一部をご紹介するものであり、個別銘柄の取引の推奨等を目的としたものではありません。

# フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド(年2回決算型) マンスリー・レポート 追加型投信／内外／株式

## 【投資リスク】

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- 基準価額を変動させる要因として、主に「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」などがあります。リスクは上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
- 収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。  
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

**フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド(年2回決算型) マンスリー・レポート**  
**追加型投信／内外／株式**

**【お申込みメモ】**

ファンド名	フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド(年2回決算型)
購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金の申込受付不可日	ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
信託期間	2044年12月6日まで(2018年12月7日設定) ※信託期間は延長することがあります。
決算日	毎年6月6日および12月6日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。ただし、販売会社により取扱が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。 ※税法等が改正された場合には、内容が変更になることがあります。
購入申込取扱場所	取扱販売会社までお問合せください。

**【ファンドの費用】**

**投資者が直接的に負担する費用**

購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た額とします。手数料率の <u>上限は、3.30%(税抜3.00%)</u> です。
信託財産留保額	ありません。

**投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対し <u>年率1.87%(税抜1.70%)</u> ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。 その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。) 日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド(年2回決算型) マンスリー・レポート  
追加型投信／内外／株式

【委託会社、その他関係法人の概況】

委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 :一般社団法人第二種金融商品取引業協会
投資顧問会社	ロイス・アンド・アソシエイツ、エルピー (在米国)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
取扱販売会社の照会先	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 <a href="https://www.franklintempleton.co.jp">https://www.franklintempleton.co.jp</a> (03)5219-5940 (受付時間 営業日の午前9時～午後5時)

【販売会社】

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	日本商品先物取引協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	
株式会社三十三銀行*	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) (オンライントレードのみ)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行(インターネット専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
三菱UFJ信託銀行株式会社(インターネット専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○

\* 新規の募集を停止しております。

## フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド(年2回決算型) マンスリー・レポート 追加型投信／内外／株式

### 本資料をご覧いただく上でのご留意事項

- 当資料は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（以下「当社」）が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料は、当社が信頼性が高いと判断した各種データ等に基づいて作成したものですが、その完全性、正確性を保証するものではありません。
- 当資料に記載されたグラフやデータ等は、過去の実績または予測であり、将来の運用成果・市場変動等を示唆あるいは保証するものではありません。運用実績等は税引前のものです。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 投資信託は値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります）に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より最新の投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は、取扱販売会社にご請求ください。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権、その他一切の権利は、その発行者に帰属します。
- 当資料は当社の許可なく複製・転用することはできません。